

第 3 回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成 2 4 年 4 月 1 6 日提出

I 件数 5 件

【内訳】議案 5 件（条例関係 1 件、専決処分の報告及び承認 2 件、予算関係 1 件、人事関係 1 件）

II 議案の要旨

≪条例関係≫

議案第 5 5 号 南相馬市一般職の任期付職員の採用に関する条例制定について

【趣旨】

増大する復旧、復興業務に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期を定めた職員の採用を行うことから、新たに条例を制定するもの。

【主要内容】

1 任期付職員の採用

次の場合、任期を定めて職員を採用することができる。

- (1) 高度の専門的な知識経験・優れた識見を有する者を一定期間活用して業務に従事させる場合
- (2) 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、適任と認められる職員を確保することが困難である場合
- (3) 専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るもの等、当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (4) 専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、適任と認められる他の職員を確保することが困難である場合
- (5) 当該業務が公務外の実務経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (6) 次に掲げる業務のいずれかに期間を限って採用する場合
 - ① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
 - ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任期の特例

法律により、上記(1)～(5)までの任期は 5 年、(6)の①及び②の任期は 3 年とされて

いるが、(6)について、南相馬市復興計画に基づき実施する復興業務に従事させる場合等について、任期を5年とすることができる特例を設けた。

3 施行日 公布の日

《専決処分の報告及び承認》

議案第56号

及び議案57 専決処分の報告及びその承認について 号

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり2件の条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第2号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 平成24年3月31日専決】

【主な内容】

I 専決処分の理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

○平成24年度地方税制改正の趣旨

新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、①固定資産税の土地に係る負担調整措置等の継続、②原発事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等の継続、③一部の特例措置等について課税標準の軽減割合を一定の範囲内で条例委任など、地方税制の改正を行うもの。

II 南相馬市税条例の一部改正の概要

1 市民税関係

(1) 市民税の申告に係る規定の改正（第36条の2）

年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合には、扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）を記載し、年金保険者に提出することとなることから、当該控除の申告を不要とするため、条文が

ら「寡婦（寡夫）控除額」を削除する。

- (2) 東日本大震災関連法による期間延長に伴う改正（附則第 2 2 条の 2 第 1 項）
被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を「3 年」から「7 年」に延長するもの。

- (3) 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例

（附則第 2 3 条第 2 項）

住宅借入金等特別税額控除を受けていた住宅が震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き当該税額控除を適用することができる。

- (4) 施行日 平成 2 4 年 4 月 1 日（ただし、(1) は平成 2 6 年 1 月 1 日）

2 固定資産税関係

- (1) 平成 2 4 年度評価替えに伴う年度表示に関する改正（附則第 1 1 条など）

土地・家屋については 3 年毎に評価額を見直す制度がとられており、平成 2 4 年度が評価替えの基準年度となることから、年度表示を改めるもの。
「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度」 ⇒ 「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度」
「平成 2 2 年度又は平成 2 3 年度」 ⇒ 「平成 2 5 年度又は平成 2 6 年度」

- (2) 住宅用地に係る据置措置特例の廃止（平成 2 6 年度）による経過措置

（改正条例附則第 3 条第 2 項）

平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分に限り、負担水準を「0. 8 以上」を「0. 9 以上」とする。

【負担水準】

宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの

- (3) 施行日 平成 2 4 年 4 月 1 日

【専決第 3 号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 平成 24 年 3 月 31 日専決】

【主な内容】

I 専決処分の理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成 2 4 年 3 月 3 1 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例

の一部を改正する条例を同年３月３１日付けで専決処分したもの。

Ⅱ 南相馬市国民健康保険税条例の一部改正の概要

(1) 東日本大震災関連法による期間延長に伴う改正（附則第２１項）

被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を「３年」から「７年」に延長するもの。

(2) 施行日 平成２４年４月１日

≪予算関係≫

議案第５８号 平成２４年度南相馬市一般会計補正予算について

≪人事関係≫

議案第５９号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

【趣旨】

総務部長の発令に伴い、新たに固定資産評価員を選任するため、地方税法第４０４条第２項の規定により議会の同意を求めるもの。

【主な内容】

氏 名	生年月日	住 所	備考
小澤 政光			新任